

A2 訪問型サービス(独自) サービスコード表

令和6年6月1日適用

匠 礎 市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	1176単位 日割の場合	39単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	2349単位 日割の場合	77単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	3727単位 日割の場合	123単位	123 1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287単位	287
A2	2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間が20分以上45分未満の場合	179単位	179
A2	2621	訪問型独自サービス23	(二)所要時間が45分以上の場合	220単位	220 1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	-3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間が20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(二)所要時間が45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	事業所と同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2	(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3	(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4	(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5	(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7	(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8	(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9	(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1,000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1,000加算	
A2	6281	訪問型独自サービススペースアップ等支援加算	チ 介護職員等スペースアップ等支援加算	所定単位数の24/1,000加算	

※灰色は廃止、水色は新規、黄色は変更

※本市における介護予防・日常生活支援総合事業の単価については、介護保険法施行規則第140条63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき定めております。